令和６年　第１回

士幌町議会定例会議案

令和６年３月８日

議案第１号　令和５年度士幌町一般会計補正予算（第１１号）
議案第２号　令和５年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）
議案第３号　令和５年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）
議案第４号　令和５年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）
議案第５号　令和５年度士幌町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）
議案第６号　令和５年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算（第１号）
議案第７号　教育委員会教育長の任命について
議案第８号　監査委員の選任について
議案第９号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第10号　人権擁護委員の推薦について
議案第11号　一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第12号　報酬に関する条例の一部を改正する条例案
議案第13号　特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案
議案第14号　士幌町地域活動支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第15号　士幌町看護職員等養成修学資金貸付条例を廃止する条例案
議案第16号　士幌町介護保険条例の一部を改正する条例案
議案第17号　士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第18号　士幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第19号　士幌町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第20号　士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
議案第21号　士幌町簡易水道事業の設置等に関する条例案
議案第22号　士幌町下水道事業の設置等に関する条例案
議案第23号　士幌町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用すること等に伴う関係条例の整備に関する条例案
議案第24号　令和６年度士幌町一般会計予算
議案第25号　令和６年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算
議案第26号　令和６年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第27号　令和６年度士幌町介護保険事業特別会計予算
議案第28号　令和６年度士幌町介護サービス事業特別会計予算
議案第29号　令和６年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算
議案第30号　令和６年度士幌町簡易水道事業会計予算
議案第31号　令和６年度士幌町下水道事業会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和６年３月８日

士幌町議会議長　河口　和吉　様

士幌町長　髙木　康弘

議案第７号

教育委員会教育長の任命について

次の者を教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求める。

住　　所　　●●●●●●●●●●●●●●●●
氏　　名　　土　屋　仁　志
生年月日　　●●●●●●●●●●

説　明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第８号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条の規定により、議会の同意を求める。

住　　所	[redacted]
氏　　名	寺　田　和　也
生年月日	[redacted]

説　明

地方自治法第196条の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第９号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 423 条第３項の規定により、議会の同意を求める。

住　　所　　●●●●●●●●●●●●●●

生年月日　　●●●●●●●●●●●

説　明

地方税法第 423 条第３項の規定により、議会の同意を求めるものである。

議案第10号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

住　　所　　●●●●●●●●●●●●●●●●●●
氏　　名　　松　浪　智　子
生年月日　　●●●●●●●●●●●●

説　明

人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものである。

議案第11号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第４条第４項を次のように改める。

４　削除

第４条第５項中「、第３項」を「及び第３項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削る。

第５条第１項中「、第15条」を削り、同条第２項中「規定」を「指定」に改める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

説　明

特定任期付職員の給料等について、定年延長に伴い他職員との整合性を図るため、条例を改正するものである。

議案第12号

報酬に関する条例の一部を改正する条例案

報酬に関する条例の一部を改正する条例

報酬に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表備考２中「６時間を越える場合」を「６時間以上９時間未満の場合」に改め、備考４中「備考１及び備考２」を「備考１から備考３」に改め、備考４を備考５とし、備考３を備考４とし、備考２の次に次の備考３を加える。

３　日額報酬のうち１回の要務時間が９時間以上の場合は、標記金額に２を乗じた額とする。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

説　明

長時間職務に従事する場合の報酬を増額するため、条例を改正するものである。

議案第13号

特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案

特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

特殊勤務手当支給条例（平成16年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第３条に次の１号を加える。

（８）災害応急作業手当

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の１条を加える。

（災害応急作業手当）

第11条　職員が、次に掲げる作業に従事したときに災害応急作業手当を支給する。

（１）異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（次項において「応急作業等」という。）

ア　河川の堤防等

イ　道路法（昭和27年法律第180号）第46条第１項（第２号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺

（２）噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第１項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第１項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業

（３）異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えると町長が認めるもの

（４）異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第１項又は第23条の２第１項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業で心身に著しい負担を与えると町長が認めるもの

（５）前各号に掲げる作業に相当すると町長が認める作業

２　前項の手当の額は、作業に従事した日１日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）前項第１号の作業　作業の種類に応じて次に掲げる額

ア 巡回監視　710円

イ 応急作業等　1,080円

（２）前項第２号の作業 1,080円

（３）前項第３号の作業　840円

（４）前項第４号の作業　710円

（５）前項第５号の作業　1,080円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて別に定める額

３　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第１項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において、第１号に掲げる場合及び第３号に掲げる場合に該当するとき又は第２号に掲げる場合及び第３号に掲げる場合に該当するときにあっては、第３号に定める額を同項の手当の額とする。

（１）第１項第１号の作業又は同項第５号の作業のうち同項第１号に掲げる作業に相当する作業が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項第１号又は第５号に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

（２）第１項第３号の作業又は同項第５号の作業のうち同項第３号に掲げる作業に相当する作業が著しく危険であると町長が認める場合 前項第３号又は第５号に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

（３）第１項第１号から第３号までの作業又は同項第５号の作業（同項第４号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が町長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 前項第１号から第３号まで又は第５号に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行し、令和６年１月１日から適用する。

（士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　士幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第21条中「第４条から第10条」を「第４条から第11条」に改める。

説　明

職員が、災害発生現場にて作業を行う場合や、被災した他市町村への派遣等にあたる場合、災害応急作業手当を支給するため、条例を改正するものである。

議案第14号

士幌町地域活動支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町地域活動支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

士幌町地域活動支援センター設置及び管理に関する条例（平成21年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第６条第３号中「第５条」を「第５条第１項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

説　明

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正により、条例を改正するものである。

議案第15号

士幌町看護職員等養成修学資金貸付条例を廃止する条例案

士幌町看護職員等養成修学資金貸付条例を廃止する条例

士幌町看護職員等養成修学資金貸付条例（昭和48年条例第23号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の士幌町看護職員等養成修学資金貸付条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく修学資金につき返還及び違約金の支払の終了をしていないものについては、旧条例第５条から第11条までの規定は、当該修学資金の返還及び違約金の支払が終了するまでの間、なおその効力を有する。

説　明

修学資金の貸付から奨学金返還支援事業への制度見直し及び対象となる資格の拡大を図るため、条例を廃止するものである。

議案第16号

士幌町介護保険条例の一部を改正する条例案

士幌町介護保険条例の一部を改正する条例

士幌町介護保険条例（平成12年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（保険料率）

第２条　令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第１項第１号に掲げる者　　31,660円

（２）令第38条第１項第２号に掲げる者　47,670円

（３）令第38条第１項第３号に掲げる者　48,020円

（４）令第38条第１項第４号に掲げる者　62,640円

（５）令第38条第１項第５号に掲げる者　69,600円

（６）令第38条第１項第６号に掲げる者　83,520円

（７）令第38条第１項第７号に掲げる者　90,480円

（８）令第38条第１項第８号に掲げる者　104,400円

（９）令第38条第１項第９号に掲げる者　118,320円

(10) 令第38条第１項第10号に掲げる者　125,280円

(11) 令第38条第１項第11号に掲げる者　132,240円

(12) 令第38条第１項第12号に掲げる者　139,200円

(13) 令第38条第１項第13号に掲げる者　146,160円

２　令和６年度から令和８年度までの令第38条第１項第９号の基準所得金額は、同条第９項第１号の規定にかかわらず、500万円とする。

３　令和６年度から令和８年度までの令第38条第１項第10号の基準所得金額は、同条第９項第２号の規定にかかわらず、700万円とする。

４　令和６年度から令和８年度までの令第38条第１項第11号の基準所得金額は、同条第９項第３号の規定にかかわらず、1,000万円とする。

５　令和６年度から令和８年度までの令第38条第１項第12号の基準所得金額は、同条第９項第４号の規定にかかわらず、1,500万円とする。

６　第１項第１号の規定に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわ

らず、19,830円とする。

7　前項の規定は、第１項第２号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,830円」とあるのは、「33,750円」と読み替えるものとする。

8　第６項の規定は、第１項第３号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第６項中「19,830円」とあるのは、「47,670円」と読み替えるものとする。

第３条第２項中「よりがたい」を「より難い」に改め、同条第３項中「すべて」を「全て」に改める。

第４条第３項中「第39条第１項第１号イ」を「第38条第１項第１号イ」に、「第４号ロ若しくは第５号ロ又は第２条第１項第６号イ、第７号イ、第８号イ、第９号イ、第10号イ若しくは第11号イ」を「第４号ロ、第５号ロ、第６号ロ、第７号ロ、第８号ロ、第９号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「令第39条第１項第１号から第５号まで及び第２条第１項第６号から第11号まで」を「同項第１号から第12号まで」に改める。

第８条ただし書中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加える。

第13条中「前４条」を「第９条から前条まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　改正後の士幌町介護保険条例第２条及び第４条第３項の規定は、令和６年度分の保険料から適用し、令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

説　明

第９期介護保険事業計画に基づく保険料の改定のため、条例を改正するものである。

議案第17号

士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第８条第23項第１号に規定するもの」に改める。

第７条第１号中「施行規則」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」に改める。

第８条第５項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第６項ただし書中「同一施設内」を「同一敷地内」に改める。

第９条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第２項中「第５項で」を「第５項に」に改め、同項第２号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第205条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第26条中第９号を第11号とし、第８号を第10号とし、第７号の次に次の２号を加える。

（８）指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を

行ってはならない。

（９）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第36条第１項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第２項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第44条第２項第２号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第７号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第８号とし、同項第６号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第７号とし、同項第５号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第６号とし、同項第４号の次に次の１号を加える。

（５）第26条第９号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第49条第４項中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第50条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第53条中第７号を第９号とし、第６号を第８号とし、第５号を第７号とし、第４号の次に次の２号を加える。

（５）指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

（６）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条第２項第２号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第５号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第６号とし、同項第４号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１

号を加える。

（３）第53条第６号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第61条の４ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第61条の９中第６号を第８号とし、第５号を第７号とし、第４号の次に次の２号を加える。

（５）指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

（６）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第61条の19第２項第２号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第６号を同項第７号とし、同項第５号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第６号とし、同項第４号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

（３）第61条の９第６号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第61条の20の３中「同項第３号」を「同項第４号」に、「同項第４号」を「同項第５号」に改める。

第61条の24第１項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第61条の29第２項中「指定居宅介護支援事業」を「指定居宅介護支援事業者」に改める。

第61条の30中第５号を第７号とし、第４号を第６号とし、第３号を第５号とし、第２号の次に次の２号を加える。

（３）指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはな

らない。

（４）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第61条の37第２項第３号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第７号を同項第８号とし、同項第６号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第７号とし、同項第５号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第６号とし、同項第４号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号の次に次の１号を加える。

（４）第61条の30第４号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第64条第１項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第67条第２項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第68条第１項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第72条中第６号を第８号とし、第５号を第７号とし、第４号の次に次の２号を加える。

（５）指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

（６）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第81条第２項第２号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第６号を同項第７号とし、同項第５号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第６号とし、同項第４号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

（３）第72条第６号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心

身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第84条第６項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第85条第１項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第６項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第３項中「第114条」の次に「、第194条第３項」を加える。

第88条第２項第２号中「以下」を「以下この号において」に改める。

第94条第５号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第８号を第９号とし、第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

（７）指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第108条の次に次の１条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第108条の２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第109条第２項第３号から第７号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第113条第１項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第123条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第127条中第３項を第８項とし、第２項を第７項とし、第１項の次に次の５項を加える。

２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

（１）利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

（２）当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

３　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。

４　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

５　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

６　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第129条第２項第２号から第６号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第130条中「及び第106条」を「、第106条及び第108条の２」に改める。

第132条第７項中第２号を削り、第３号を第２号とし、同条に次の１項を加える。

11　次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第１項第２号アの規定の適用については、同号ア中「１」とあるのは、「0.9」とする。

（１）第151条において準用する第108条の２に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア　利用者の安全及びケアの質の確保

イ　地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ　緊急時の体制整備

エ　業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ　地域密着型特定施設従業者に対する研修

（２）介護機器を複数種類活用していること。

（３）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

（４）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第133条ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能

型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務」を削る。

第149条中第２項を第７項とし、第１項の次に次の５項を加える。

２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

（１）利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

（２）当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

３　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。

４　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

５　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

６　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第150条第２項第２号から第７号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第151条中「及び第101条」を「、第101条及び第108条の２」に改める。

第153条第８項第３号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第154条第１項第６号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第167条の２中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該

協力医療機関」を加え、同条に次の１項を加える。

２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、１年に１回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第168条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第169条第５号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第６号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第７号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第174条を次のように改める。

（協力医療機関等）

第174条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。この場合においては、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号に掲げる要件を満たすことができる。

（１）入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

（２）当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

（３）入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。

３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

４　指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

５　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
６　指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第178条第２項第２号から第６号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第179条中「及び第61条の17第１項から第４項まで」を「、第61条の17第１項から第４項まで及び第108条の２」に改める。

第189条中第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。
５　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第191条中「第４項まで」の次に「、第108条の２」を加える。

第192条中「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第８条第23項第１号に規定するもの」に改める。

第193条第７項中第４号を削り、第５号を第４号とする。

第194条第１項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第７項各号に掲げる施設等」を削る。

第199条第１号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第７号から第10号までを１号ずつ繰り下げ、第６号の次に次の１号を加える。
（７）指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
ア　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活

用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ　看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第203条第２項第３号及び第６号から第９号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第204条中「及び第108条」を「、第108条及び第108条の２」に改める。

第205条第１項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第36条に１項を加える改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第２条　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和７年３月31日までの間におけるこの条例による改正後の士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第94条第７号及び第199条第７号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第３条　施行日から令和９年３月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第108条の２（新地域密着型サービス基準条例第130条、第151条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第108条の２中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

第４条　施行日から令和９年３月31日までの間における新地域密着型サービス基準条

例第174条第１項（新地域密着型サービス基準条例第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

説　明

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に係る関係基準の改正により、条例を改正するものである。

議案第18号

士幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

士幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第７号）を次のように改正する。

第８条第１項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第２項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第46条第６項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設」に、「同条第７項」を「第46条第７項」に改める。

第12条第１項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第13条第２項中「第５項で」を「第５項に」に改め、同項第２号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第93条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第34条第１項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第２項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改

め、同条に次の１項を加える。

３　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第２項第２号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第６号を同項第７号とし、同項第５号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第６号とし、同項第４号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

（３）第44条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第44条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを２号ずつ繰り下げ、第９号の次に次の２号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第46条第６項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第47条第１項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第６項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第８条第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第49条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問

介護事業者（北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第95号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第６条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第65条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第55条第１項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の１項を加える。

３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（３）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第65条の次に次の１条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第65条の２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第66条第２項第３号から第７号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第74条第１項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模

多機能型居宅介護事業所」を削る。

第81条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第85条中第３項を第８項とし、第２項を第７項とし、第１項の次に次の５項を加える。

２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

（１）利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

（２）当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならない。

４　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

５　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

６　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第87条第２項第２号から第６号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第88条中「及び第63条」を「、第63条及び第65条の２」に改める。

第93条第１項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第34条に１項を加える改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第２条　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和７年３月31日までの間におけるこの条例による改正後の士幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第55条第３項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第３条　施行日から令和９年３月31日までの間における新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条の２（新地域密着型介護予防サービス基準条例第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条の２中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

説　明

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に係る関係基準の改正により、条例を改正するものである。

議案第19号

士幌町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

士幌町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第１号）を次のように改正する。

第３条第４項中「法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センター」を「地域包括支援センター（法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）」に改める。

第４条第２項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第３項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第29号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に３分の１を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の１項を加える。

３　前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年１月１日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第１項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに１とする。

第５条第３項第２号中「その管理する指定居宅介護支援事業所と同一の敷地内にある」を削り、「当該指定居宅介護支援事業所」を「その管理する指定居宅介護支援事業所」に改める。

第６条第２項中「利用申込者」を「利用者」に改め、「、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第８項を同条第９項とし、同条第７項各号列記以外の部分中「第４項」を「第５項」に改め、同項第１号中「第４項各号」を「第５項各号」に改め、同項を同条第８項とし、同条第６項中「第４項第１号」を「第５項第１号」に改め、同項を同条第７項とし、同条第５項を同条第６項とし、同条第４項中「第７項」を「第８項」に改め、同項第２号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「利用申込者」を「利用者」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条第２号の次に次の２号を加える。

（２）の２　指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

（２）の３　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第15条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ　アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも２月に１回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

（ア）テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

（イ）サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a　利用者の心身の状況が安定していること。

b　利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c　介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第15条第29号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第24条第１項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第２項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

３　指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第２項第５号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第６号とし、同項第４号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

（３）第15条第２号の３の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第１項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第24条に１項を加える改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

説　明

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に係る関係基準の改正により、条例を改正するものである。

議案第20号

士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第４号）を次のように改正する。

第５条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の１項を加える。

２　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに１以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第６条第１項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第２項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の２項を加える。

３　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第１項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第１号イ（３）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第１項に規定する管理者とすることができる。

４　前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（１）当該管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

（２）当該管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第７条第２項中「利用申込者」を「利用者」に改め、同条第３項中「利用申込者」を「利用者」に改め、「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第４項第２号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第13条に次の２項を加える。

２　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

３　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「利用料の支払」を「前条第１項の利用料の支払」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第１号中「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同条第４号中「次章」の次に「（第33条第29号を除く。）」を加える。

第24条第１項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第２項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

３　指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第２項第２号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第５号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第６号とし、同項第４号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号の次に次の１号を加える。

（３）第33条第２号の３の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第２号の２及び第２号の３において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第２号の次に次の２号を加える。

（２）の２　指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

（２）の３　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ　アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して３月ごとの期間（以下このイにおいて単に「期間」という。）について、少なくとも連続する２期間に１回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

（ア）テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利者の同意を得ていること。

（イ）サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の１号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の２第１項の規定により町長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第35条中「第13条」を「第13条第１項」に改める。

第36条第１項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、第24条に１項を加える改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

説　明

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に係る関係基準の改正により、条例を改正するものである。

議案第21号

士幌町簡易水道事業の設置等に関する条例案

士幌町簡易水道事業の設置等に関する条例

（簡易水道事業の設置）

第１条　生活用水その他の浄水を町民に供給するため、士幌町簡易水道事業（以下「簡易水道事業」という。）を設置する。

（法の財務規定等の適用）

第２条　地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第２条第３項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第１条第２項の規定により、簡易水道事業に法第２条第２項に規定する財務規定等を適用する。

（経営の基本）

第３条　簡易水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

２　簡易水道事業の給水区域等は、次のとおりとする。

（１）　士幌地区簡易水道事業

ア　給水区域　士幌市街、中士幌市街、明生、中士幌、文化、共進、勝和、豊進、実勝、常盤、西士幌、百戸、士幌北一区、平和

イ　給水人口　4,690人

ウ　１日最大給水量　2,690立方メートル

（２）　新田地区簡易水道事業

ア　給水区域　字中音更、字上音更、字ウリマク

イ　給水人口　830人

ウ　１日最大給水量　2,625立方メートル

（３）　朝陽地区簡易水道事業

ア　給水区域

（ア）　士幌町　友愛、朝陽、高砂、清澄、下居辺第１、下居辺第２、北上居辺、北開、開運、松室、西居辺北、西居辺、柏野、柏、共成、士幌南旭区、士幌南一区、佐倉北区、佐倉南区

（イ）　本別町　上押帯、押帯、勇足西２の一部、勇足西３の一部、勇足西４、勇足西５の一部

（ウ）　池田町　常盤の一部

（エ）　上士幌町　東郷の一部

イ　給水人口　1,630人

ウ　１日最大給水量　3,300立方メートル

３　簡易水道事業の主たる事務所は、士幌町字士幌225番地士幌町役場内に置く。

（重要な資産の取得及び処分）

第４条　法第33条第２項の規定により、予算で定めなければならない簡易水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、１件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第５条　法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の８第８項の規定により、簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

（会計事務の処理）

第６条　法第34条の２ただし書の規定により、簡易水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

（１）　公金の収納又は支払に関する事務

（２）　公金の保管に関する事務

（３）　会計伝票の整理及び日計表の作成に関する事務

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第７条　簡易水道事業の業務に関し法第40条第２項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が30万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が30万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第８条　町長は、簡易水道事業に関し、法第40条の２第１項の規定により、毎事業年度４月１日から９月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月１日から３月31日までの業務の状況を説明する書類を５月31日までに作成しなければならない。

２　前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、５月31日までに

作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

（１）　事業の概況

（２）　経理の状況

（３）　前２号に掲げるもののほか、簡易水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

３　天災その他やむを得ない事故により、第１項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

（委任）

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

説　明

簡易水道事業に地方公営企業法の一部である「財務規定等」を適用することに伴い、条例を制定するものである。

議案第22号

士幌町下水道事業の設置等に関する条例案

士幌町下水道事業の設置等に関する条例

（下水道事業の設置）

第１条　町民の公衆衛生の向上及び町の健全な発達に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。

（法の財務規定等の適用）

第２条　地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第２条第３項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第１条第２項の規定により、下水道事業に法第２条第２項に規定する財務規定等を適用する。

（経営の基本）

第３条　下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

２　公共下水道事業の処理区域等は、次のとおりとする。

（１）　処理区域　士幌町公共下水道事業計画区域

（２）　処理区域面積　171.0ヘクタール

（３）　処理人口　3,030人

３　農業集落排水事業の処理区域等は、次のとおりとする。

（１）　処理区域　士幌町農業集落排水処理計画区域

（２）　処理区域面積　49.0ヘクタール

（３）　処理人口　790人

４　下水道事業の主たる事務所は、士幌町字士幌225番地士幌町役場内に置く。

（重要な資産の取得及び処分）

第４条　法第33条第２項の規定により、予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、１件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第５条　法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の２の８第８項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

（会計事務の処理）

第６条　法第34条の２ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

（１）　公金の収納又は支払に関する事務

（２）　公金の保管に関する事務

（３）　会計伝票の整理及び日計表の作成に関する事務

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第７条　下水道事業の業務に関し法第40条第２項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が30万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が30万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第８条　町長は、下水道事業に関し、法第40条の２第１項の規定により、毎事業年度４月１日から９月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月１日から３月31日までの業務の状況を説明する書類を５月31日までに作成しなければならない。

２　前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、５月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

（１）　事業の概況

（２）　経理の状況

（３）　前２号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

３　天災その他やむを得ない事故により、第１項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

（委任）

第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

説　明

下水道事業に地方公営企業法の一部である「財務規定等」を適用することに伴い、条例を制定するものである。

議案第23号

士幌町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用すること等に伴う関係条例の整備に関する条例案

士幌町簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用すること等に伴う関係条例の整備に関する条例

（士幌町監査委員条例の一部改正）

第１条　士幌町監査委員条例（平成８年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第１号中「第243条の２の２第３項」を「第243条の２の８第３項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。）第34条において準用する場合を含む。）」に改め、同項第２号中「法第199条第６項」の次に「又は地公企法第27条の２第１項」を加え、「請求」を「要求」に改める。

第９条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。）」を「地公企法」に改める。

（士幌町公共下水道条例の一部改正）

第２条　士幌町公共下水道条例（昭和57年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

第２条　削除

（士幌町集落排水施設条例の一部改正）

第３条　士幌町集落排水施設条例（昭和63年条例第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

士幌町農業集落排水施設条例

第１条中「集落排水施設」を「農業集落排水施設」に改め、「設置及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第２条を削り、第３条を第２条とし、第４条を第３条とする。

（士幌町国民健康保険病院事業条例の一部改正）

第４条　士幌町国民健康保険病院事業条例（平成20年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第８条中「第243条の２の２第４項」を「第243条の２の８第８項」に改める。

第９条に次の１号を加える。

（３）　会計伝票の整理及び日計表の作成に関する事務

第12条中「町長が」の次に「別に」を加える。

（士幌町国民健康保険病院事業の剰余金の処分等に関する条例の一部改正）

第５条　士幌町国民健康保険病院事業の剰余金の処分等に関する条例（平成24年条例第１号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

士幌町公営企業の剰余金の処分等に関する条例

第１条中「士幌町国民健康保険病院事業（以下「病院事業」という。）」を「士幌町簡易水道事業、士幌町下水道事業及び士幌町国民健康保険病院事業（以下「公営企業」という。）」に、「病院事業の」を「公営企業の」に改める。

第２条第１項中「病院事業」を「公営企業」に改める。

第５条中「規定」を「条例」に改める。

（士幌町水道事業給水管理条例の一部改正）

第６条　士幌町水道事業給水管理条例（昭和45年条例第７号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

士幌町簡易水道事業給水管理条例

第１条中「士幌町水道事業給水」を「士幌町簡易水道事業給水」に改める。

第２条中「士幌町水道事業の」を削り、「次のとおり」を「士幌町簡易水道事業の設置等に関する条例（令和６年条例第〇号）第３条第２項に定める区域」に改め、同条各号を削る。

第５条中「第16条の２第３項の厚生労働省令」を「第16条の２第３項ただし書の国土交通省令」に改める。

第20条の４第１号ウ中「水質基準に関する厚生省令（平成４年厚生省令第69号）」を「水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）」に改める。

第32条第２項ただし書及び第35条第１号中「第16条の２第３項の厚生労働省令」を「第16条の２第３項ただし書の国土交通省令」に改める。

（士幌町公共下水道事業特別会計条例等の廃止）

第７条　次に掲げる条例は、廃止する。

（１）　士幌町公共下水道事業特別会計条例（昭和58年条例第10号）

（２）　士幌町簡易水道事業特別会計条例（昭和45年条例第８号）

（３）　農業集落排水事業償還基金条例（平成18年条例第21号）

（４）　士幌町水道設置条例（昭和45年条例第６号）

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

説　明

簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の一部を適用すること等に伴い、関係する条例の改正及び廃止を行うものである。

議案第24号

令和６年度士幌町一般会計予算

地方自治法第211条第１項の規定により、令和６年度士幌町一般会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第25号

令和６年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算

地方自治法第211条第１項の規定により、令和６年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第26号

令和６年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算

地方自治法第211条第１項の規定により、令和６年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第27号

令和６年度士幌町介護保険事業特別会計予算

地方自治法第211条第１項の規定により、令和６年度士幌町介護保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第28号

令和６年度士幌町介護サービス事業特別会計予算

地方自治法第211条第１項の規定により、令和６年度士幌町介護サービス事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第29号

令和６年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算

地方公営企業法第24条第２項の規定により、令和６年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第30号

令和６年度士幌町簡易水道事業会計予算

地方公営企業法第24条第２項の規定により、令和６年度士幌町簡易水道事業会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第31号

令和６年度士幌町下水道事業会計予算

地方公営企業法第24条第２項の規定により、令和６年度士幌町下水道事業会計予算を、別案のとおり提出する。